

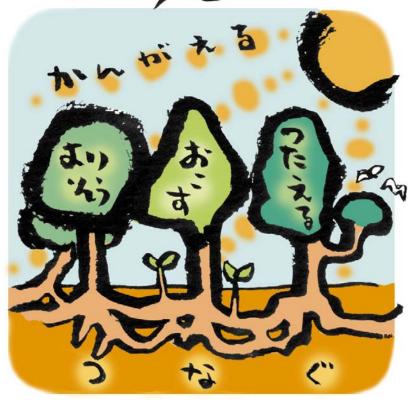
2004年新潟県中越地震における 中越復興市民会議の活動

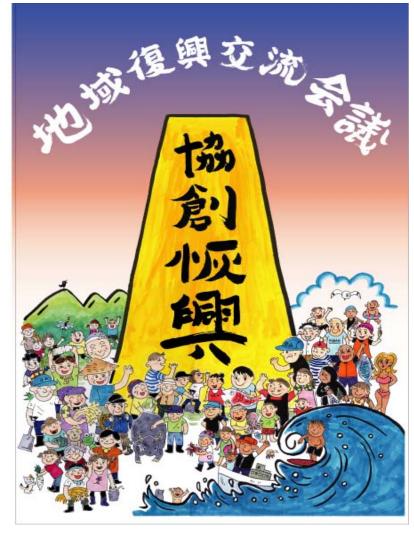
社団法人中越防災安全推進機構 復興デザインセンター長ながおか市民協働センター長日本災害復興学会復興支援委員会 副委員長

稲垣文彦



ひかしいのかける吉を復興の大きな流れる







NETWORK

ひとりひとりの小さな声を復興の大きな流れへ

中越復興市民会議



ひとつひとつの小さな動きを地域復興の大きな動きへ

地域復興交流会議



C HIIKI FUKKOU NETWORK

中越復興市民会議の支援活動「ひとりひとりの小さな声を復興の大きな流れへ」

◆おこす事業

市民自らが主体的に地域のことを考え、行動する意識の醸成とそこから生まれてきた活動の支援を行います。

◆よりそう事業

地域に住むひとりひとりが安心で安全に暮らせる地域づくりの支援 (助け合い、支えあいのコミュニティーづくりの支援)を行います。

◆つたえる事業

中越の経験の記録と発信を行います。

「つたえる」をかんがえます。

◆つなげる事業

人、もの、金、情報、活動、被災地をつなげ、大きな流れにしていきます。 行政と市民とのパートナーシップを支援します。

◆かんがえる事業

「復興とは何か」を中越の復興プロセスよりかんがえます。



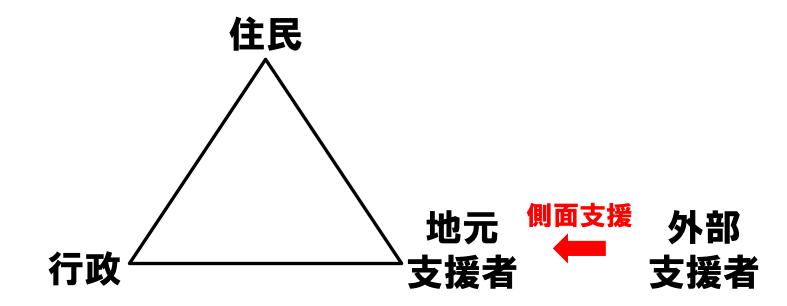




東北へのメッセージ

- 1. 支援の両輪・・・直接支援
 - 1セーフティーネット
 - ②エンパワーメント(支援の隙間になりやすい)
※どちらが欠けてもダメ・・・役割分担

2. 対話の三極構造(県域・市域・地区域)・・・中間支援















「復興支援員」制度について

制度の概要

(1)目的

被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る

(2) 実施主体

被災地方公共団体(※)

(※)東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・222市町村)

(3) 設置根拠等

被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱

(4)期間

概ね1年以上最長5年

(5) 総務省の支援(2011年度~)

復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(支援員1人につき、報酬等(上限200万円)+活動費 (必要額) を措置) その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント面で地方公共団体をサポート

